一　登録番号
　関東地方整備局長　15
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　株式会社神奈川建築確認検査機関
三(1)　役員の氏名の変更

変更前	木村　弘美
変更後	—

(2)　変更年月日
　平成二十二年十一月三十日

○関東地方整備局告示第二百二十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更等の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年四月四日　　関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号
　関東地方整備局長　21
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　株式会社湘南建築センター
三(1)　役員の氏名の変更

変更前	神保　立身
変更後	加藤　武政

(2)　変更年月日
　平成二十三年二月十五日
四(1)　代表者の氏名の変更

変更前	神保　立身
変更後	加藤　武政

(2)　変更年月日
　平成二十三年二月十五日

○中国地方整備局告示第七十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年四月四日

中国地方整備局長　福田　　功

第１　起業者の名称　岡山県

第２　事業の種類　一級河川旭川水系砂川改修工事並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事（岡山県岡山市東区金田地内から同区西大寺中野地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　岡山県岡山市東区金田、広谷、西大寺中野並びに西大寺中野字外小野、字段亀島、字広井北浦及び字中小野地内

２　使用の部分　岡山県岡山市東区金田、広谷、西大寺中野及び西大寺中野字外小野地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、岡山県岡山市東区金田地内から同区西大寺中野地内までの延長1,500ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画とする、一級河川旭川水系砂川改修工事並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事（以下「本件事業」という。）のうち、既に用地取得を完了し、引堤工事及び既設堤防撤去工事を完了している区間を除いた、上記の起業地に係る部分である。本件事業のうち、一級河川旭川水系砂川改修工事（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に掲げる一級河川に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。また、本体事業により遮断される市道の機能を維持するための付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

さらに、本体事業により遮断される農業用水路の機能を維持するための付替工事は、法第３条第５号に掲げる地方公共団体が設置する用水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

河川法第９条第１項により、一級河川の管理は国土交通大臣が行うとされているが、同条第２項により、国土交通大臣が指定する区間の一級河川に関する管理は、都道府県知事が行うこととされている。一級河川旭川水系砂川（以下「砂川」という。）は、河川法第４条第１項の規定による一級河川であり、かつ河川法第９条第２項の規定による指定区間の指定を受けていることなどから、起業者である岡山県は本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

砂川は、その源を岡山県赤磐市菊ヶ畔の山麓に発し、岡山市東区光津地内で一級河川旭川水系百間川に合流する、流域面積142.6㎢、幹線流路延長39.7㎞の河川であり、その流域において、岡山市東区の市街地を擁する社会、経済上重要な河川である。

しかし、砂川における本件区間を含む中下流域においては、川幅が狭く、堤防の高さが相対的に低い区間の背後地を中心とした越水による浸水被害及び河川水位の上昇に伴う内水による浸水被害が多発している。代表的な浸水被害としては、昭和51年９月や昭和54年10月などが挙げられるが、特に、昭和51年９月における台風17号及び豪雨によって、床上浸水594戸、床下浸水2,524戸、浸水面積1,646haという甚大な被害が発生しており、被害総額は12億円に上った。

砂川のこのような状況に対処するため、起業者である岡山県は、砂川下流端の計画高水流量を490㎥／秒（年超過確率100年）とする「中小河川改良工事全体計画」を昭和59年度に策定している。その後、平成20年１月に国土交通省河川局により「旭川水系河川整備基本方針」が策定されているが、砂川下流端における計画高水流量は490㎥／秒（年超過確率100年）であり、「中小河川改良工事全体計画」と整合している。本件事業は、砂川の流域における豪雨による洪水被害を防止するため、川幅を拡幅するための引堤、築堤及びこれに伴う既設堤防の撤去を行い、流下能力を確保する河川改修事業であり、事業効果の早期発現のため、現況堤防高、上下流バランス、過去の洪水実績等を勘案して計画高水流量490㎥／秒（年超過確率100年）のうち当面340㎥／秒（年超過確率10年）の流下能力を確保する本件事業を施行するものとしている。また、本件事業実施後、引き続き築堤を整備し、計画高水流量490㎥／秒（年超過確率100年）を流下させるのに必要な堤防高を確保する計画であることから、本件事業において将来計画堤防高に対応した堤防断面幅を確保するものである。

本件事業区間の現況流下能力は、227㎥／秒と計画高水流量を大きく下回っており、近年でも平成10年10月の台風10号では、本件事業区間内の金田橋付近における水位が現況堤防高付近まで迫り、溢水等の被害が堤内地に及びかねない危険な状況にあったが、本件事業の完成により、流量340㎥／秒（年超過確率10年）を安全に流下させることが可能となることから、本件事業は洪水被害を未然に防止し、流域住民の生命及び財産並びに公共施設の保全に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。